

令和8年度経営力向上支援事業「雇用経営発展チーム型支援」  
対象経営体募集要領

1 令和8年度経営力向上支援事業雇用経営発展チーム型支援について

(1) 支援の目的、趣旨

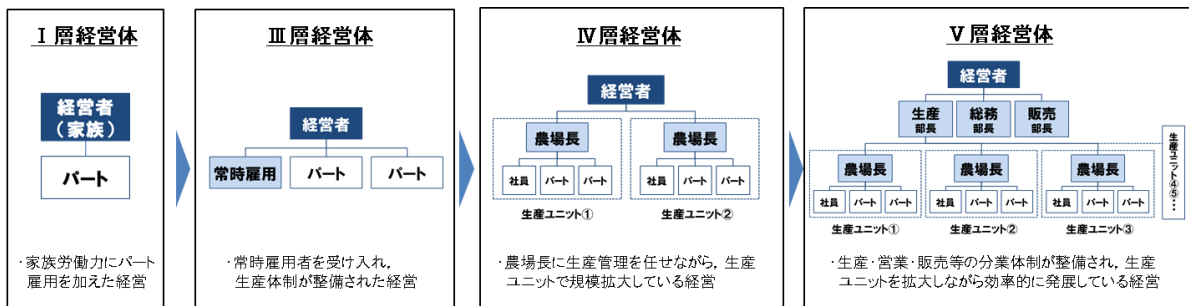
広島県では、経営力の高い担い手の生産性を高めていくとともに、こうした担い手  
が中心となって持続可能な生産構造を構築していくため、地域の核となる企業経営体  
(※)の育成に取り組んでいる。

農業経営体が企業経営に発展するためには、家族中心の個別経営体（Ⅰ層）から規  
模拡大とともに常時雇用者を受け入れた経営体（Ⅲ層）を経て、常時雇用者が農場長  
などの中間管理職を担う経営（Ⅳ層）、更に、生産・営業・販売等の組織体制を整え  
た経営（Ⅴ層）と着実に成長する必要がある。

Ⅲ層経営体を目指すⅠ層経営体（以下「Ⅲ層経営体候補」という。）の多くは、雇  
用した場合の収支がイメージできていないことや雇用環境が整っていないこと等か  
ら、常時雇用者の確保・定着等が課題となり、Ⅲ層経営体に発展するまでに時間を要  
している。

そこで本支援では、経営計画の作成またはブラッシュアップ、雇用導入等のシミュ  
レーションの実施、経営計画実践に向けた実行プランの作成、進捗確認といった支援を  
中心に、雇用の確保・定着等の課題解決に向けた伴走支援を実施する。

【経営発展のプロセス】



(2) 対象経営体数

5経営体とする。

(3) 支援の概要

本支援では、雇用型経営に向けた経営計画をブラッシュアップしながら、計画達成に  
向けた取組を実行できる経営体を育成する。

支援にあたっては、県の担当者と経営コンサルタント等がチームとなり、経営体の課  
題解決に向けたコンサルティングを実施する。

具体的には、下記の事項に取り組むものとする。

ア 経営課題分析（経営評価システムを活用）

イ 経営計画の作成またはブラッシュアップ

ウ その他、対象経営体の状況に応じた課題の解決

(4) 支援期間

対象経営体決定の日から、令和9年3月までの間とする。対象経営体の都合（農  
繁期等）を考慮しながら、月1～2回程度のペースで支援を行う。

(6) 経費の負担

本支援に係る経費は県が負担し、対象経営体の負担は求めない。ただし、その他必要な経費が発生した場合には対象経営体の自己負担とする。

(7) 本支援を受けるに当たっての対象経営体の責務

ア 本支援を受けることについて従業員に周知し、必要に応じてコンサルティングの場への同席を依頼すること。

イ 本支援で受けた助言を参考に、積極的に経営改善に取り組むこと。

ウ 支援内容によっては、オンラインでの支援となるため、オンライン会議システム（WebEx、Zoom等）を使用できる環境整備をすること。

(8) その他

ア 本事業にて知り得た支援対象者の個人情報については、当事業の委託業者（経営コンサルタント等）及び支援をサポートする県関係機関（販売・連携推進課、就農支援課、農業技術課、畜産課、農業基盤課、農林水産事務所（農林事業所）、畜産事務所及び農業技術指導所）に共有するほか、当支援を効率的に実施するために必要と認められる場合において、関係市町に対して情報提供または確認する場合がある。

なお、当該情報は適正に管理し、本事業以外の目的には利用しない。

イ 本支援の対象経営体に選定された場合、直近過去3年（事業開始し3年に満たない場合は事業開始から）の決算書又は青色申告書の写しの提出に応じること。

ウ 本支援の効果検証等のため、本支援終了後原則5年間は決算書などの財務諸表を県に提出するとともに、経営管理等の実施状況に係るヒアリングに応じること。

2 本支援への応募手続きについて

(1) 申込方法

本支援の活用を希望する経営体は、別紙1の様式第1号（申込書表紙）、様式第2号（申込書）、様式第3号（個人情報の取扱同意書）に必要事項を記入の上、様式第2号に記載の各種必要書類を添付し、(3)の応募期間内に(2)の申込先まで持参、電子メールまたは郵送により提出すること。電子メールまたは郵送で提出する際は、申込先に電話にて受信の確認を行うこと。

(2) 申込先及び問い合わせ先

広島県 農林水産局 農業経営課 経営支援グループ

住所 〒730-8511 広島市中区基町10-52（広島県庁本館4階）

電話 082-513-3594 ファクシミリ (050) 3852-5524

E-MAIL noukei@pref.hiroshima.lg.jp

(3) 応募期間

令和8年4月17日（金）午後13時から令和8年5月14日（木）午後5時まで（必着）。

(4) 対象経営体の選定方法

選定は、別紙の「令和8年度経営力向上支援事業雇用経営発展チーム型支援対象経営体審査基準」に基づき、提出された申込書の審査を行い、高得点の経営体から優先的に支援対象経営体として採択する。

また、選定結果については、令和8年5月29日（金）までに応募者全員に通知する。

なお、採択後に申込書の内容に虚偽があることが明らかとなった場合、支援を取りやめる可能性がある。

### 3 その他

- ・申込者が1(3)の対象経営体の数に達しない場合でも、本事業の目的などに合致しないと県で判断した場合は、選定しない可能性がある。